

# 自治体における違法な廃棄物回収業者・ ヤード業者の指導状況について

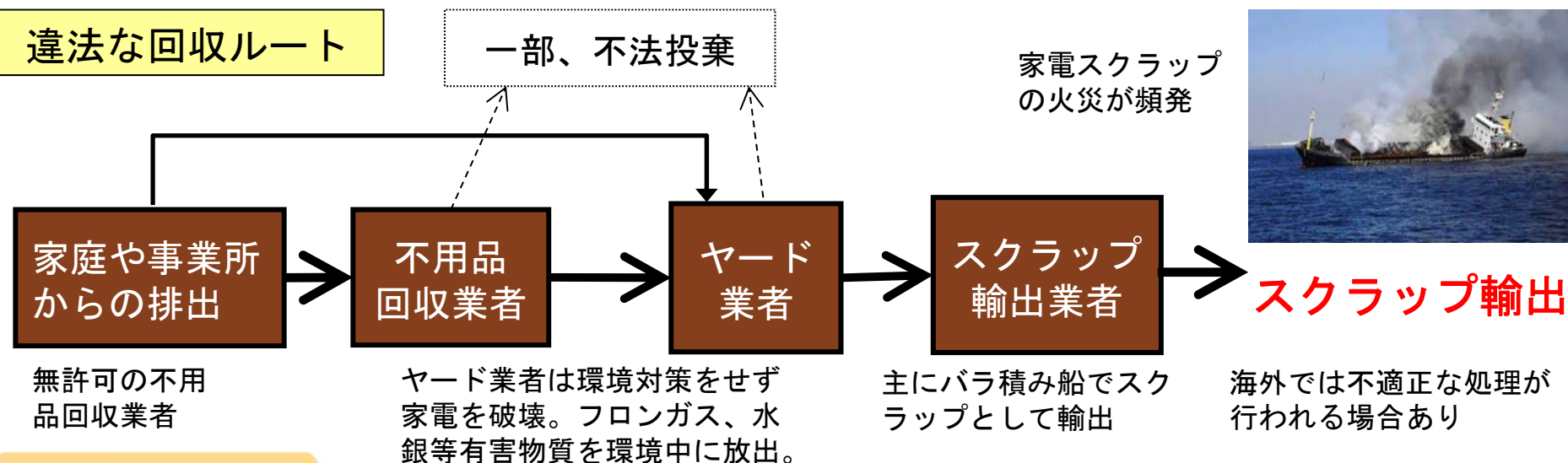
平成29年1月20日

環 境 省

# 違法な回収事業者による不適正な処理について

- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へとつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なりサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。

## 違法な回収ルート



スクラップ輸出



子供が素手で破碎

# 廃棄物該当性の判断基準について

- 廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

## 廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

## 「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の見取り形態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

# 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

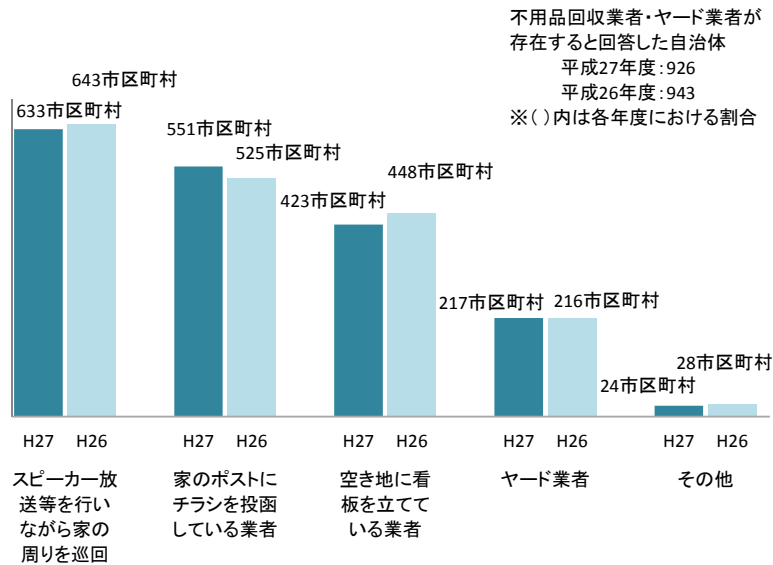
## <3.19通知の概要>

- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には…(中略)…一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
  - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
  - (2)…(前略)…収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

# 市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等

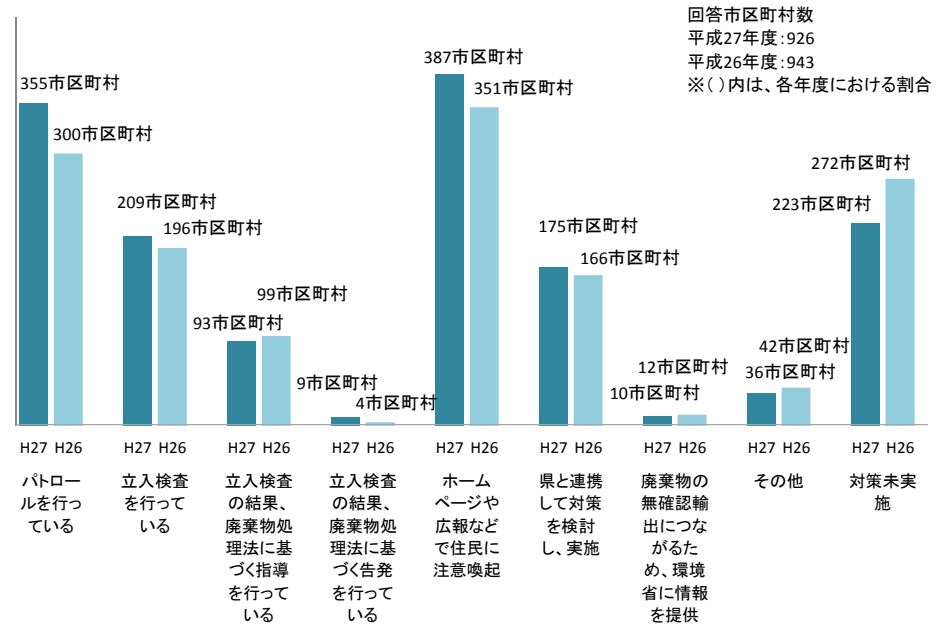
- 各市区町村に対してアンケート調査をした結果、管内に無許可の廃棄物回収業者や違法なヤード業者が存在している市区町村は減少している。
- 一方、それらの業者への対策として、広報等による住民への注意喚起やパトロールなどに取り組んでいる市区町村数は大きく増加している。

## 具体的な事業の形態



※違法なヤード業者: 廃棄物回収業者等から廃家電等を引き取り、破碎、解体、積替、保管、コンテナ詰め等を、廃棄物処理法上の適切な許可無し又は同法で定める処理基準に従わず作業等を行う業者

## 市区町村による対策の手法



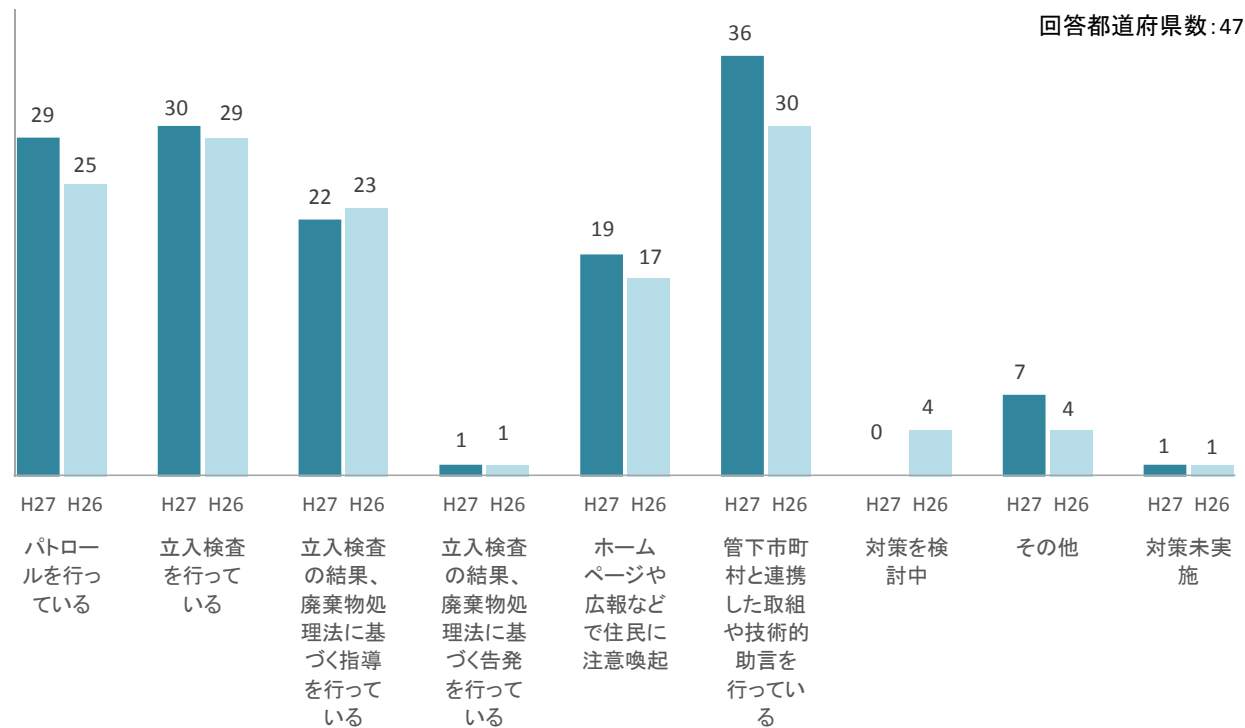
※その他の例: ポスターやチラシによる注意喚起、電話による指導、住民・許可業者等の情報提供に基づく指導 等



# 都道府県における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策

○ 市区町村と同様に、都道府県においても、市区町村と連携して無許可の廃棄物回収業者や違法業者対策に取り組んでいる都道府県数は増加傾向にある。

## 都道府県による対策の手法



※その他の例: 警察との連携、実態調査の実施等

# 市区町村及び都道府県における 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者の指導実績

○ 市区町村、都道府県において、無許可の廃棄物回収業者や違法業者対策に取り組む自治体数は増加しているが、それらの中には、年間の立入検査件数が少ない(1～5件)自治体も多い。

## 立入検査件数の内訳

### <市区町村>

立入検査件数	1～5件	6～10件	11～50件	51～100件	101件以上	集計なし	計
平成27年度	123	22	20	1	2	41	209
平成26年度	115	11	15	1	2	52	196

### <都道府県>

立入検査件数	1～5件	6～10件	11～50件	51～100件	101件以上	集計なし	計
平成27年度	5	3	10	1	2	9	30
平成26年度	5	1	14	2	2	5	29

# 違法回収業者の取締りに向けた取組

○ 平成28年度も平成27年度に引き続き、市町村向けセミナーの実施やモデル事業を通じて、取締りの徹底に向けた取組を行う。

平成27年度

市町村職員向けセミナーの実施

平成27年度は主に町中を巡回する違法な「不用品回収事業者」の取締り等について、取締り実績のある市町村職員を講師に招き、全国8箇所で開催したセミナーを実施。

違法な不用品回収事業者の取締りモデル事業

住民周知のため、不用品回収業者に廃家電を排出しないよう呼びかける「チラシ」や「広報」の手法についてモデル事業を実施。

優良事例のとりまとめ

これまで取締りや住民向け広報の全国の優良事例集をとりまとめ  
(※水平展開の準備)

平成28年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、平成28年度は空き地に廃家電を集めるいわゆる「ヤード事業者」の取締りに着目し具体的な事例を踏まえた対応方針を示しながら、取締り能力向上のためのセミナーを3箇所（岡山県、愛知県、東京都）で実施予定。

ヤードに集められた廃家電



平成27年度の様子



専門家による講習

違法な事業者の取締りには、関係者の協力による横断的な取組が必要であることから、今年度は、都道府県、市町村の廃棄物担当者が参加した検討会を設置し、「取締り」に至るまでの行程を検討するモデル事業を実施予定。

(※平成29年度に水平展開の予定)

平成28年4月に各市町村に優良事例集を共有。



## 中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会での審議内容について

- 平成28年5月19日から平成28年12月15日まで中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会を計7回開催。
- 同専門委員会においては、内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の取扱いに関する審議も行われた。
- さらに、同専門委員会において、「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）」が取りまとめられ平成29年1月19日までパブリックコメント募集が実施された。

### <廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）（抄）>

- ・ 製品としての再使用が行われず、破碎等されたもの（以下「雑品スクラップ」という。）がぞんざいに取り扱われることにより、内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要がある。
- ・ 雑品スクラップを保管や処分をしようとする者について、都道府県等の行政機関の登録を受け等、一定の規制に係らしめるべきである。
- ・ また、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。
- ・ 雑品スクラップの輸出に対する規制については、バーゼル法に基づく対策と連携して、環境上不適切な輸出を防ぐための対策を総合的に進めるべきである。

## 中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループでの審議内容について

- 平成28年10月31日から平成28年12月26日まで中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会合を計3回開催。
- 同合同会合においては、雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた課題解決に関する審議も行われた。
- さらに、同合同会合の報告書（案）が取りまとめられ平成29年1月23日までパブリックコメント募集が実施されているところ。

### <報告書（案）（抄）>

- ・ 不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物（例：廃電子基板、廃電池等）と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべきである。
- ・ 現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。
- ・ 雑品スクラップの不適正輸出を防止するためには、上述の対応に加えて、国内における雑品スクラップの不適正な保管等への対応も非常に重要であることから、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めるべきである。